

# 人材確保等支援助成金

## 建設キャリアアップ

### システム等普及促進コース

新設

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム(CCUS)や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を人材確保等支援助成金に新たなコースとして創設

#### 助成額

団体	中小建設 事業主団体	左記以外の団 体
助成額	対象経費の <b>2/3</b>	対象経費の <b>1/2</b>
1団体につき1事業年度 (4/1~3/31) の上限額	全国団体: <b>3,000万円</b> 都道府県団体: <b>2,000万円</b> 地域団体: <b>1,000万円</b>	

#### 対象者

##### 建設事業主団体

(次の要件を全て満たす団体:任意団体も可)

- ① 構成員の数が10以上であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上であること
- ② 構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上であること
- ③ 構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上のものであること
- ④ 代表者が置かれている団体であって、団体に関する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体であること



#### 対象事業及び対象経費

##### CCUS等登録 促進事業

事業内容	■建設事業主団体が、中小構成員等(注)に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業
対象経費	■事業者登録料 (事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象) ■技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料(上限5万円)について中小構成員等に対し補助した額
助成期間	■補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年も可(1事業主において各登録料・手数料につき1回)

一部に上限額あり。

##### CCUS等登録 促進事業

事業内容	■建設事業主団体が、中小構成員等(注)に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業
対象経費	■申請手続等を専任するアルバイト等の人件費、印刷製本費、消耗品費など ■申請手続等を行政書士等の外部機関へ委託する場合の委託費
助成期間	■各建設事業主団体につき1回限り(最長1年間)

##### CCUS等登録 促進事業

事業内容	■建設事業主団体が、中小構成員等(注)におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業
対象経費	■カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用(初期費用・月額利用料等)、機器設置費用、説明会開催費用など ■上記費用について中小構成員等に対し補助した額
助成期間	■貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年も可(1事業主につき1回)

各費用に上限額あり。  
ランニング費用は  
事業計画期間内  
(最大1年間)

(注)中小構成員等:  
構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう

